

高山村立高山小学校PTA規約

第 1 章 総 則

第1条 本会は、高山村立高山小学校PTAと称し、事務局を高山小学校に置く。
第2条 本会は、父母と教師の緊密な連携によって会員相互の向上を図り、健全な児童の育成に努めることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行なう。

1. 会員相互の教養を高める活動
2. 教育条件の改善に関する活動
3. 児童の健全な育成のための教育的環境を整備する活動

第 2 章 会 員

第4条 本会の会員は、高山小学校に在籍する児童の保護者、及び高山小学校教職員とする。

第 3 章 役 員

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長1名、副会長2名（内女性1名を含む）、書記2名、会計2名、（以上が本部役員）、監査~~2~~1名、顧問若干名とする。
2. 地区委員 地区毎に必要な数（内代表委員1名）、教職員 若干名。
学年委員 各学年2名（父親代表・母親代表各1名）（内学年代表委員1名）
家庭教育委員 本部役員副会長1名（女性）、各学年の学年委員1名（母親代表）
3. 本部役員の選出については、**会長候補者を**全会員の中からの立候補、及び**当該学年地区毎**の推薦又は立候補により決める。**他の役職の候補者は候補者の役職は、当該学年の中からの立候補又は、推薦により決める。**候補者は推薦委員会によって推薦し、候補者名簿を総会に提出し、決定する。推薦委員会は、本部役員・~~新旧地区代表委員~~ 学年委員・教職員若干名で構成する。
（※選出する役職に該当する学年は高山村立高山小学校内規1（2）の表による。）
4. 地区委員は、地区毎に互選により選出し、内1名の代表委員を決定する。
学年委員は、学年毎に互選により選出し、内1名の代表委員を決定する。
家庭教育委員は、本部役員副会長（女性）が家庭教育委員長となる。
5. 監査は、会計の監査を行い総会に報告する。

第6条 本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し総会及び役員会を招集し、議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代理する。
3. 顧問は、会のすべての相談にあずかる。
4. 書記は、会長の命を受け、必要な事務を処理し、年次総会に事業報告と次年度の事業計画案を提案する。
5. 会計は、会の収支を掌握し、年次総会に決算報告と次年度の予算案を提案する。

~~6. 監査は、会計の監査を行い総会に報告する。~~

第7条 役員任期は1年とする。~~七、再選を妨げない。~~但し、学校長は在任期間中顧問となる。欠員補充によって役員となった者は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 の 運 営

第8条 本会の総会は、年次総会・臨時総会とし、会長がこれを招集し、議長となる。

1. 年次総会は毎年3月に行い、会員の過半数（委任状を含む）以上の出席によって成立する。
2. 年次総会には、事業報告及び決算報告・次年度の事業計画案及び予算案・規約の変更・本部役員の選出・その他必要事項を提案し、決定する。
3. 臨時総会は、緊急を要する事由の発生した場合または、会員の3分の1以上の要求があった場合に行う。

第9条 本会は、年次総会の決定のもとに、役員会で具体的事項を協議して運営する。役員会は、会長が招集し、議長となる。

第10条 教職員は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第 5 章 専 門 部 及 び 委 員 会

第11条 本会は、第2条の目的達成のため、専門部及び委員会を置いて活動する。

第12条 専門部は、文化部・体育部の二部とし、本部役員・地区委員によって構成するものとする。

文化部は、会員の教養を高めるための研修を企画し、その推進に当たる。

体育部は、学校の体育的行事の援助・会員の体育的活動の企画と推進に当たる。

第13条 学年委員会は、学年PTAの中心となり、担任の教師と連携して、学級・学年の児童の学習を援助する。

第14条 家庭教育委員会は、本部役員と連携し、母親の立場を踏まえた諸活動の企画と推進に当たる。

第 6 章 経 費 の 賦 課 ・ 会 計 年 度

第15条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。会費は、年額2,400円とし、分割徴収（5月、10月）もできる。

第16条 本会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日とする。

付 則 本規約は、昭和58年4月5日より実施する。平成2年4月1日改正実施する。
平成6年4月1日改正実施する。平成14年4月1日改正実施する。
平成20年4月1日改正実施する。平成22年4月1日改正実施する。
平成25年11月21日改正実施する。平成28年4月1日改正実施する。
平成31年4月1日改正実施する。